

**給与支払報告書等処理委託
募集要項**

**令和7年9月
江戸川区**

1 提案募集の目的

1.1 背景及び募集の目的

江戸川区では、特別区民税・都民税の年度当初の課税決定にあたり、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書、確定申告書、年金支払報告書等の資料（以下「課税資料」という。）など、50万件を超える書類が提出される。これら課税資料の確認作業やスキャニング、データパンチ処理（以下「給与支払報告書等の処理」という。）について、短期間でかつ正確に行う必要があるため、豊富な知識と実績を持つ事業者を募集し、業務の効率化を図るとともに経費の削減を行う。

1.2 基本方針

給与支払報告書等の処理委託の基本方針は以下のとおり。

（1）個人情報管理の強化

課税資料に含まれる膨大かつ重要な個人情報の紛失、漏えいへの対策を強化する。

（2）課税決定処理の効率化

処理の効率化を図ることで、迅速かつ正確な課税決定を行う。

（3）経費の削減

業務の一括委託及び効率化を図ることで、経費の削減を図る。

（4）業務の進捗管理の徹底

業務を一括委託することで、より確実な進捗管理を行い、迅速な課税決定を行う。

2 委託内容

2.1 委託業務の名称

給与支払報告書等処理委託

2.2 委託業務の内容

主な委託内容は以下のとおり。詳細は「給与支払報告書等処理委託仕様書」（以下「仕様書という」）を確認のこと。

(1) 給与支払報告書の処理

給与支払報告書の点検、補筆、結束など

(2) スキャニング

給与支払報告書、年金支払報告書等のスキャニング、点検など

(3) データパンチ

課税資料のデータパンチ

2.3 委託契約想定金額（令和8年4月委託予定分は除く）

51,800千円（税込）

2.4 委託契約想定処理件数（令和8年4月委託予定分を含む）

各業務の想定件数は以下のとおり。なお、処理日等の詳細については、別紙「令和8年度当初賦課 業務計画表」を参照のこと。ただし、実際の処理件数は課税資料の提出状況により変動があるため、想定件数が5万件を超えるものは1割程度、5万件以下のものは1割～3割程度の増減に対応できるようにすること。

(1) 給与支払報告書の処理

給与支払報告書 … 170,000 件

(2) スキャニング

① 給与支払報告書 … 170,000 件

② 年金支払報告書 … 1,000 件

③ 特別区民税・都民税申告書 … 23,500 件

(3) データパンチ

① 給与支払報告書（総括表） … 40,000 件

② 給与支払報告書（個人別明細書） … 130,000 件

③ 特別区民税・都民税申告書（給与支払報告書のみ添付） … 1,500 件

④ 特別区民税・都民税申告書 … 22,000 件

⑤ 年金支払報告書（総括表） … 100 件

⑥ 年金支払報告書（個人別明細書） … 900 件

⑦ 確定申告書（二表のみ） … 32,000 件

3 募集・応募について

3.1 募集スケジュール

(1) 募集の周知（区ホームページで公開）	9月16日(火)
(2) 質問の受付	9月26日(金) 午後5時まで
(3) 質問の回答	10月1日(水)予定
(4) 提案書の受付	10月17日(金) 午後5時まで
(5) 第一次審査（書類選考）、結果通知	10月中旬
(6) 第二次審査（プレゼンテーション）	10月31日(金)
(7) 最終選考結果通知	11月上旬

3.2 応募資格・制限事項

(1) 応募資格

次の各号を全て満たす事業者とする。

- ① 法人格を有する団体であること
- ② 東京都内に本社または事業所を持っていること
- ③ 過去5年以内に自治体（町村を除く）で同様の給与支払報告書等の処理、スキャニング及びデータパンチの受託実績もしくは同等の実績を有していること
- ④ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマークの使用許諾を取得していること
- ⑤ 労働基準関係法令を遵守していること

(2) 応募者の制限

参加申請書の提出時において、次に該当する事業者は応募者となることができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当している者
- ② 参加申込の期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止処分を受けている者
- ③ 国税又は地方税の滞納がある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当する事業者、及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日要綱第108号）第4条第1号に該当している者
- ⑤ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による罰則を受けている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(3) 再委託の制限

業務の全部又は主要な部分を一括して再委託する場合は、事前に協議の上、許諾を得なければならない。

(4) 接触に関する制限

- ① 提案依頼書の公開日以降、区が提供する機会を除き、「給与支払報告書等処理委託事業者選定部会」（以下「部会」という。）の部会員に対して本件提案に関する（質疑を含む）接触はできない。
- ② やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には応募を取り消すことがある。

3.3 応募書類

応募書類は以下のとおりとする。なお、書類は原則A4サイズとする。

No	提出書類	様式	提出部数
1	法人登記簿謄本	申請日の 3か月以内に発行したもの	1部（正本）
2	法人印鑑証明		1部（正本）
3	直近2年間の国税（法人税及び消費税）の納税証明書（その1）		1部（正本）
4	直近2年間の地方税（法人事業税及び地方消費税）の納税証明書		1部（正本）
5	給与支払報告書等処理委託 受託提案書	任意	正本1部 副本7部
6	プライバシーマーク登録証等	—	1部
7	給与支払報告書等処理委託プロポーザル参加申請書	様式1	1部
8	事業者概要	様式2	1部
9	給与支払報告書等処理委託 業務実績一覧表	様式3	1部
10	給与支払報告書等処理委託 見積書	様式4	8部
11	その他部会が必要とする説明資料 ※提出の必要が生じた際に各事業者へ通知します。	—	—

※「7」から「10」の書類については、電子データ1部も添付すること。

（提出方法については、資料提出後、担当部署へメール送付。）

※ 正本には事業者名、代表者役職・氏名を記入し、代表社員を押印すること。
副本には事業者名等が類推可能な名称及びロゴは記載しないこと。

3.4 応募手続き

(1) 提案書受付期間

令和7年10月17日(金) 午後5時 まで

(2) 受付方法

事前連絡のうえ持参（午前9時～午後5時）

(3) 提出先

江戸川区総務部課税課課税

住所：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所4階2番窓口

電話：03-5662-1009

Mail:kazei@city.edogawa.tokyo.jp

(4) 質問及び回答

①質問受付期間

令和7年9月26日（金）午後5時まで

②質問方法

タイトルを「給与支払報告書等処理委託に関する質問」とし、メール本文に事業者名、担当者名、連絡先を明記したうえ、「質問票（様式6）」により提出し、電話にて到着確認をすること。なお、各応募者とも質問は1回限りとし、質問票以外による質問は受け付けない。

④回答方法

質問及び回答を令和7年10月1日（水）に本区ホームページ上で公表する。意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがある。なお、回答は募集要項及び仕様書と同等の効力を持つものとする。

3.5 応募における留意事項

- (1) 応募一事業者につき、提案は一案とする。複数の提案はできない。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、提出書類に不明確な表示等があり、かつ本区が変更を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。ただし、不採用になった場合は、区で定めた保存年限満了後、区の責任において全て処分するものとし、本業務委託における審査以外では使用しない。
- (5) 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式5）を提出すること。
- (6) 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
- (7) 応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した事業者に帰属する。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合及びその他本区が必要と認めるときは、本区は応募者の承諾を得ず、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。ただし、応募者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると本区が認める箇所については公表しない。

4 受託提案書

4.1 受託提案書の記載内容

受託提案書は、仕様書に則り、以下の内容について記載すること。ただし審査は匿名で行うため、事業者の特定できる情報は記載しないこと。

(1) 個人情報管理方策

課税資料等の個人情報の取り扱いについて、紛失、情報漏えい等を防止するための方策を具体的に提案すること。

- ① 課税資料等の運搬方法（人数、車種など）について提案すること
- ② 作業場所での課税資料及びデータ媒体等の保管（作業時間中及び時間外の保管方法、保管場所）について提案すること
- ③ 各業務の作業場所への入退室管理について提案すること
- ④ 従業員の紛失、情報漏えい等への対策（研修、秘密保持義務の有無、その他対策等）について提案すること

(2) 費用

- ① 提案内容に則った内訳を記載した見積書を提出すること
- ② 課税資料の処理件数に関しては、「2. 4 委託契約想定処理件数」により算出すること
※令和8年4月までの想定処理件数のため、「2. 3 委託契約想定金額」を超えることは構わない
- ③ 業務量の増減による費用面での対応について提案すること
- ④ コスト削減への具体的な取り組みについて提案すること

(3) 品質向上

各業務における処理の正確性を高め、品質を向上させるための対策等について具体的に提案すること。

(4) 業務人員、配置計画

業務の実施にあたり、業務内容ごとの必要人数、配置計画を具体的に提案すること。特に処理が集中する繁忙期の対応をについて提案すること。また、業務量の増大や縮小などの変動（1割～3割程度の変動を想定）についての対応も提案すること。

(5) 情報セキュリティ対策について

業務の実施にあたり、情報セキュリティ対策に関する下記の事項について具体的に提案・記載すること。

- ① 事故・障害等への対策として、データの安全性・業務継続性を確保する社内運用管理体制・設備について記載すること
- ② ハードウェア・ネットワーク等のシステム環境及び構成、外部接続の有無・ファイアウォールの設定状況等、ならびに不正アクセス検知・運用監視等について記載すること
- ③ 非常電源装置・空調設備・防火システム等の設備について記載すること
- ④ 作業コンピュータ・サーバへの認証方式及びアクセス管理の方法等について記載すること
- ⑤ 人的セキュリティ対策の取組みについて具体的に示すこと
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS 認証）ISO/27001（またはJISQ27001）を取得している場合は、登録証・適用範囲定義書・適用宣言書の写しを提出すること

(6) 作業場所

業務を実施する作業場所(住所、面積、鍵の有無等)について提案すること。なお、業務の一部又は全部をオンサイトで実施することの提案を拒むものではない。

(7) 業務進捗管理・報告

課税資料等の受け渡しから業務内容ごとの進捗状況及び件数管理について、報告の方法及び頻度、内容について具体的に提案すること。

また、業務内容ごとの進捗状況及び件数管理をどのように迅速な業務の遂行につなげていくか具体的に提案すること。

(8) 研修体制

従業員に対して行う教育・研修について提案すること。

(9) 緊急時対応

緊急時における体制、対策、報告方法等について提案すること。

(10) その他

仕様書を確認の上、より迅速かつ正確、効率的な業務を行うことが可能な場合は、その内容について積極的に提案を行うこと。ただし、大幅に業務の流れや内容が変わる場合は、その内容に則った費用の見積りとあわせて、仕様書に則った業務内容における費用の見積りも提出することとする。

5 事業者の選定・審査

5.1 選定方式

募集及び選定はプロポーザル方式を採用し、書類選考とプレゼンテーションの二段階による提案審査とする。

5.2 選定体制

給与支払報告書等処理委託事業者選定部会に関する要領に基づき、「給与支払報告書等処理委託事業者選定部会」（以下「部会」という。）を開催する。

本委託業務の事業者選定に係る審査は、部会が行う。

5.3 審査方法

本委託業務の事業者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査（書類選考）

- ① 応募資格要件を満たす事業者について、事業所の信用状況、業務遂行能力及び受託提案書の記載内容など提出書類に基づき審査・採点し、原則として複数の優秀提案事業者を選定する。
- ② 著しく妥当性を欠くと思われる内容を含む提案は、採点せずに失格とすることがある。
- ③ 採点基準は公表しない。
- ④ 審査結果は、辞退届を提出した事業者を除き、提案書を提出した全ての事業者へ通知する。なお、第二次審査対象者には、結果通知のほか、第二次審査の案内を同封する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

- ① 第一次審査通過事業者に対し、匿名でプレゼンテーション・ヒアリングを行う。
- ② 各事業者の持ち時間は 40 分（プレゼンテーション 20 分・質疑応答 20 分）とする。
- ③ プレゼンテーションの内容は、提案の特長、費用、その他提案事項を中心とする。
- ④ **プレゼンテーションは本件委託業務に従事する者が行うこと。**
- ⑤ 実施予定日 令和 7 年 10 月 31 日（予定）

※詳しい日時は、第一次審査結果通知時にお知らせします。

(3) 最終選定事業者の決定

第一次審査、第二次審査の内容をもとに部会で評価検討し、最終選定事業者を決定する。第二次審査の結果は、事業者ごとに通知し、区ホームページに掲載する。

5.4 選定の取り消し

最終選定事業者決定後であっても、応募者の資格が条件を満たさなくなった場合や提案資料等に虚偽の記載又は重大な誤りがあった場合は、その決定を取り消す場合があります。なお、虚偽の記載をした事業者に対しては、本区として不利益処分を行う場合がある。

6 契約

6.1 契約方法

最終選定事業者の決定後、速やかに事業者と本区で仕様の詳細について協議し、確定する。その後、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により業務委託契約を締結する。

6.2 契約期間

- (1) 委託契約は単年度ごとに行うこととする。
- (2) 令和7年度の契約は、令和7年12月上旬から令和8年3月31日とする。なお、令和8年4月1日から令和8年4月30日についても、令和8年度賦課業務が継続しているため、引き続き一部業務について契約を行う予定。
なお、単年度ごとの事業評価によって、翌年度の委託契約を継続することはない。

6.3 契約における留意事項

- (1) 最終選定事業者は仕様が確定した後、速やかに見積書を提出すること。
- (2) 一連の企画提案並びに契約手続きの過程で、最終選定事業者に信義則に反する不適切な行為があった場合等には、最終選定事業者としての地位を取り消し、次点の応募者を繰り上げて最終選定事業者とする。
- (3) 最終選定事業者は、契約交渉の過程で提案内容等の変更をできないこととする。ただし、やむを得ない事情により本区が妥当と認めた場合は、変更の可否及び内容を協議することとする。
- (4) 契約交渉の過程で生じる費用（印紙代、契約書作成費用を含む）については、最終選定事業者の負担とする。
- (5) 委託事業者決定後であっても、応募者の資格が条件を満たさなくなった場合や提案資料等に虚偽の記載又は重大な誤りがあった場合は、その決定を取り消すことがある。なお、虚偽の記載をした事業者に対しては、本区として不利益処分を行う場合がある。

7 関係法規

7.1 関係法規の遵守

委託業務を遂行するにあたり、江戸川区条例及び同施行規則をはじめ、関連する法規がある場合は遵守し、特に次の各号については留意すること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 江戸川区特定個人情報の安全管理に関する基本方針
- (3) 特定個人情報の取扱いに関する管理規程

担当部署

江戸川区総務部課税課

東京都江戸川区中央 1－4－1 4 階 2 番

電話：03（5662）1009

Email:kazei@city.edogawa.tokyo.jp